

平成30年11月29日

日本政策金融公庫との連携による創業・事業承継向け協調融資スキーム 「みらいへの道しるべ」の取扱い開始について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷明弘）では、日本政策金融公庫（秋田支店および大館支店）と連携し、創業および事業承継向けの協調融資スキーム「みらいへの道しるべ」の取扱いを下記のとおり開始いたします。

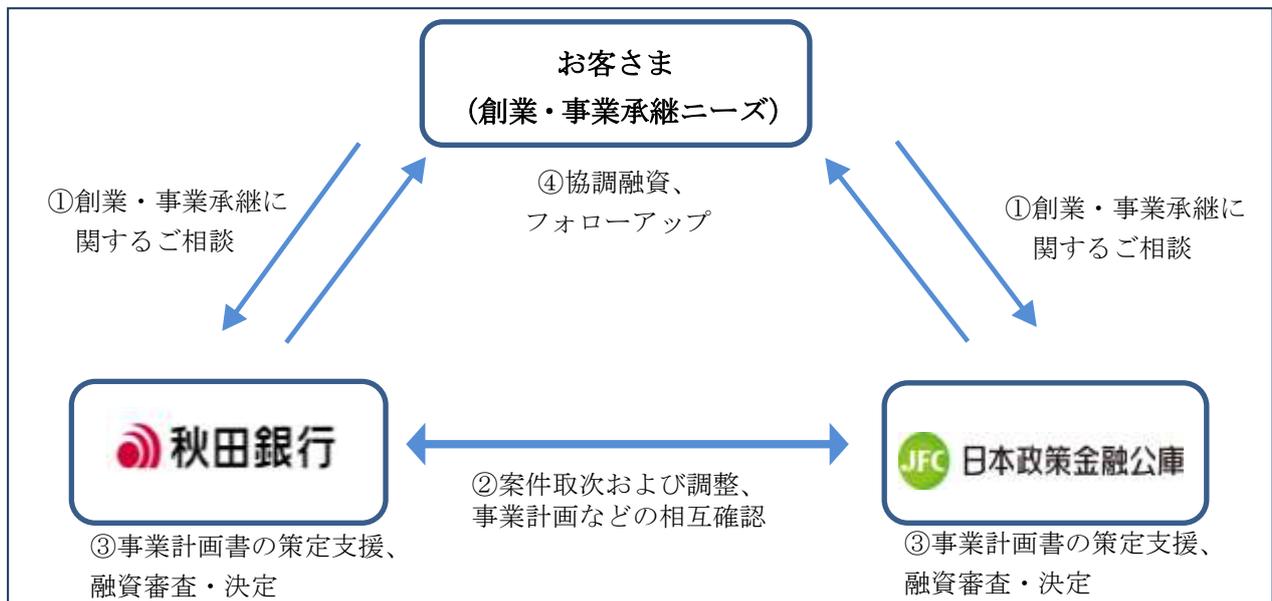
当行および日本政策金融公庫は、平成26年5月に「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、地域経済活性化などに資する積極的な情報交換等により連携を深めてまいりました。

今回、新たに協調融資スキームを構築することで一層の連携強化をはかり、相互の創業・事業承継に関するノウハウを結集し、事業に関するアドバイスから資金供給、フォローアップまでワンストップでご支援いたします。

当行は、今後も事業者さまの発展および地域経済の活性化に貢献できるよう、よりよいサービスの提供に努めてまいります。

記

1 「みらいへの道しるべ」のイメージ図



2 協調融資スキームのメリット

- (1) 創業や事業承継に関する資金調達等について、ワンストップでのご相談が可能です。
- (2) 認定経営革新等支援機関である秋田銀行による、事業計画の策定支援等のサポートを受けることができます。

3 取扱開始日

平成30年12月3日（月）

（以上）

(別 紙)

協調融資スキーム「みらいへの道しるべ」の概要

創業・事業承継向け協調融資スキーム		
項 目	創 業	事業承継
名 称	みらいへの道しるべ（創業）	みらいへの道しるべ（事業承継）
資金使途	事業を開始するための運転・設備資金	事業を承継するための運転・設備資金・株式買取資金等
対象者 ^(注)	① 新たに事業を開始または開始する計画がある先 ② 事業を開始した日から5年を経過していない先 等	① 事業会社の株式または事業用資産を取得する後継者（個人・持株会社） ② 後継者不在により事業継続が困難になっている企業から株式または事業用資産を引継ぐ方（法人・持株会社・個人）等
取扱店	秋田県内支店	

(注) 秋田銀行および日本政策金融公庫で、融資条件（金額・期間・金利等）が異なりますので、詳細はお近くの支店にお問い合わせください。審査の結果、お客さまのご要望に沿えない場合があります。

(以 上)